

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年12月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
八興漁業株式会社 代表取締役 阿部 達男
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻東ショッピングプラザ
石巻市松並二丁目10番1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
八興漁業株式会社 代表取締役 阿部 達男
石巻市魚町二丁目12番地の1
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,476.55㎡
(変更後) 2,758.29㎡
 - (2) 駐車場の収容台数
(変更前) 251台
(変更後) 170台
 - (3) 駐輪場の位置
 - (4) 荷さばき施設の位置
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置
- 5 変更の年月日
平成20年8月11日
- 6 届出年月日
平成19年12月10日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 8 縦覧期間
平成19年12月21日から平成20年4月21日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。